

法科大学院修了後の学力向上と司法試験の合格率の低下についての意見

平成25年2月22日

法曹養成制度検討会議委員 和田吉弘

## 1 本意見書の趣旨

私は、法曹養成制度検討会議の第6回において、多くの法科大学院では、司法試験にあまり役に立たない授業が行われており、法科大学院の一般の学生は法科大学院の修了が決まった段階から本格的に司法試験の勉強を始めるのが実態である旨を述べ、そのことも、司法試験受験の回数制限、期間制限をすべきでないことの理由の1つとして挙げさせていただいた。

これについては、司法試験受験者が回数ないし年数を重ねるほどその司法試験の合格率が下がっている（第6回の資料1の1(5)の「司法試験修了年度別合格状況」参照）ことから、上の私の意見はそのことと矛盾があるのではないかとの疑問もありうるが、私は、上のような実態があることについては、法科大学院の多くの学生や修了生らからの話を聞いて確信を持っているところであり、また司法試験合格率の実際とも必ずしも矛盾するものではないと考えている。

そこで、やや小さい問題ではあるが、法科大学院修了後に司法試験受験のための勉強をすることによって学力が向上することと、年を追うごとに合格率が低下することとの間に矛盾がないことを、説明しておきたいと考えた次第である。

## 2 モデル・ケースによる説明

### (1) 前提となる仮定

説明を具体的にかつごく単純にするために、まず、司法試験受験者をAからJの10人とし、司法試験に合格する学力のレベルを10段階のうちの7とする。また、司法試験受験者の中には、法科大学院入学前に旧司法試験の受験の勉強をしていた人もいることや、また法科大学院において、法科大学院での授業のための勉強と併行してある程度（新）司法試験のための勉強をする人も当然いることなども考えて、法科大学院の修了が確定した時点で、下の表のように（※）、A

から J の 10 人のうち、A と B と C の 3 人が学力レベル 7、D と E の 2 人がレベル 6、F と G の 2 人がレベル 5、H 1 人がレベル 4、I 1 人がレベル 3、J 1 人がレベル 2 であったものと仮定する。さらに、その 10 人が、司法試験の受験のための勉強により 1 年ごとにレベルが 1 つずつ上がるものとも仮定する（最初の年は 1 年ではなく、法科大学院修了の確定から司法試験受験までの期間とする）。

(2) モデル・ケースについての検討

	学力レベル			
	修了確定時(※)	1 回目(※1)	2 回目(※2)	3 回目(※3)
A、B、C	7	8 (合格)		
D、E	6	7 (合格)		
F、G	5	6	7 (合格)	
H	4	5	6	7 (合格)
I	3	4	5	6
J	2	3	4	5
合格率		50%	40%	33%

まず、1 回目の司法試験では（上の表の※ 1）、A と B と C がレベル 8、D と E がレベル 7、F と G がレベル 6、H がレベル 5、I がレベル 4、J がレベル 3 となるから、レベル 7 以上の 5 人（A、B、C、D、E）が合格となる。したがって、10 人のうちの 5 人が合格で、合格率は 50% となる。

その後、1 回目に不合格であった 5 人がその 1 年後に 2 回目の司法試験を受ける時の学力レベル（上の表の※ 2）は、F と G がレベル 7、H がレベル 6、I がレベル 5、J がレベル 4 となるから、レベル 7 の 2 人（F と G）が合格となる。したがって、5 人のうちの 2 人が合格で、合格率は 40% となる。

さらに、2 回目にも不合格であった 3 人がその 1 年後に 3 回目の司法試験を受ける時の学力レベル（上の表の※ 3）は、H がレベル 7、I がレベル 6、J がレベル 5 となるから、レベル 7 の 1 人（H）が合格となる。したがって、3 人のうちの 1 人が合格で、合格率は 33% となる。

このように考えると、各人の学力レベルが時間とともに向上するとしても、合格レベルに達する人数の比率の関係から、1回目よりも2回目、2回目よりも3回目と合格率が低下する事態はありうることになる。

### 3 補足説明

このように、法科大学院修了後年数を経るごとに司法試験合格のための学力が向上していくということと、法科大学院修了後年数を経るごとに司法試験の合格率が低下するということとは、必ずしも矛盾しないものと考えられる。

1回目の受験ですでに合格レベルに達している人（上の例でのAからE）の割合が多いことの背景事情としては、一部前述したように、①既修者コースの人と未修者コースの多くの方は、法科大学院入学前に旧司法試験の受験のための勉強をしていて、すでにある程度の学力が身に付いていること、②旧司法試験よりも新司法試験のほうが合格人数が多いから、旧司法試験で合格まで今一步の学力があった人はそのままでも新司法試験では合格することもありうること、③法科大学院でも文科省に隠れて一定の受験指導をするようになってきていること、④法科大学院の勉強と司法試験の受験のための勉強をある程度両立させることができる人もいること、などが考えられる。

なお、上のモデル・ケースでは、そのまま考えると、仮に4回目も受験できるとすると、2人（IとJ）中の1人（I）が合格して合格率50%、5回目も受験できるとすると、最後の1人（J）もレベル7となって合格率100%となり、現実と合わないことになってしまうであろう。ただ、これは、上の例が、わずか10人で数段階の学力レベルを前提とする単純化したモデル・ケースにすぎないのに対して、実際には、いろいろなレベルの多くの修了生がいて、しかも、長期にわたると生活のため十分な勉強時間を確保することができなかつたり、受験勉強として方向の間違った勉強方法が身に付いてしまっていたり、そもそも資質が足りなかつたりなどから、学力が着実に向上しない人もいる、ということによって説明することが可能であろう。

以上





## Ⅳ 法曹志願者激減の「本当の」原因

### 1 指摘されている原因

日弁連が平成24年7月13日に発表した「法科大学院制度の改善に関する具体的提言\*2」では、冒頭で、「法科大学院の入学志願者の急激な減少」の原因として、明確な優先順位付け

\*2 [http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion\\_120713.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120713.pdf)



はしていないものの、文章中、次の順序で指摘している。

- ①法科大学院の乱立による司法試験合格率の低迷
- ②教育の質の格差拡大の懸念
- ③法曹人口の急増による司法修習生のいわゆる「就職難」
- ④学費負担

ここに挙げられている4つの要素は、疑いなく、法曹志願者激減の要因をなしているだろう。あとこれに付け加える必要があるのは、司法試験受験資格を得るために既修者で2年、未修者で3年という長期にわたって大学に拘束されるという「⑤時間的負担」である。

## 2 法曹志願者激減の最大の要因は何か

さて、では上記①～⑤のうち、法曹志願者激減の最も大きな要因となっているのはどれだと考えるべきか。

この点、文科省や大学関係者は、①の司法試験合格率の低迷こそが最大の原因だと言いたいようである。前掲の中教審の配付資料においても、「受験者数が増え、合格者数が頭打ちのため、合格率が低下」という説明が書かれたグラフがあり、そのグラフの上下には「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す」という平成14年3月19日閣議決定（司法制度改革推進計画）の文言を添えている。「司法試験合格者が

2,000人程度で頭打ちになっているために合格率が低迷している。これが法科大学院志願者激減の最大の原因だ。合格者を早く3,000人に増やせ。そうすれば志願者が戻ってくる」と、大学と文科省は言いたいのだろう。

しかし、司法試験の合格者数を増やして合格率を上げれば人が戻ってくるという発想はあまりに短絡的で安直であると言わざるを得ない。

現状の2,000～2,100人という合格者数でも深刻な就職難が発生しているのである（本誌6月号参照）。もちろん日弁連もこの状況を座視しているわけではなく、弁護士の職域拡大と潜在需要の喚起のために種々の取組みを行っているのであるが、その成果は一朝一夕で現れるものではなく、1年や2年で法的サービスの需要が拡大して弁護士の求人数が今の倍になるようなことはありえない。もしここで合格者を3,000人に増やすようなことをすれば、法曹資格を持ちながら就職できず、実務経験を積む機会さえ与えられない有資格者が毎年1,000人規模で発生することになる。その社会的損失をどう考えるのか。

多大な時間的・金銭的負担の末に取得する資格であるにもかかわらず、その資格で「飯を食う」ことができない。これほど資格の魅力が損なう話はない。資格の魅力が低くなればなるほど、その資格を目指す人間は減る。就職難が解決されないまま合格者数を増やすことは、志願者減少を加速するおそれがある。

そもそも、旧試験時代は合格率2～3%の試験に数万人の受験者が殺到していたのであり、合格率だけに着目するのなら25%という合格率は旧試験時代の10倍程度の合格率である。にもかかわらず志願者が激減しているというのであるから、合格率が志願者激減の直接の原因でないことは明らかであろう。志願者激減の最大の原因は、有資格者の供給過剰による「就職難」である。受かった後にこそ不安があるのである。

法曹養成制度検討会議の第2回会議（平成24年9月20日）に、新メンバーである和田吉弘委員（弁護士）がその旨を指摘した意見書を提出している\*3。もう一人、萩原敏孝委員（株式会社小松製作所特別顧問）も意見書を提出しており、司法試験合格率ではなく修習生の就職難と社会の法曹需要を理由として「年間3,000人という合格者数の目標は、一度白紙に戻して再検討されるべきであり、司法試験の合格者数は現状より削減することが妥当と思われる」という意見を述べている\*4。

### 3 職業としての「法曹」の魅力 ～他の資格との比較

#### (1) 費用対効果で考える職業と資格

法曹養成制度の在り方をめぐる議論の中で「忘れ去られている」と思えてならないのが、世の中には多種多様な資格があり、資格を取りに行く人から見れば、法曹資格というものもそれらの資格の一つにすぎないのだ、という点である。何らかの資格を取得しようとする学生や社会人は、どの資格を取りに行くかということを経費用対効果を考えながら選択するのであり、「割に合わない」資格は敬遠される。特に、現に職を有する社会人（司法制度改革が法曹界に呼び込もうとした主たるターゲット層）は、この「資格の費用対効果」をシビアに現実的に判断する。

「日経CAREER MAGAZINE 資格・スキルランキング」という書籍がある。その2012年版の「独立開業に有利な資格ランキング」では「1位：弁理士、2位：技術士、3位：アクチュアリー\*5、4位：税理士、5位：不動産鑑定士、6位：公認会計士、7位：一級建築士、8位：司法書士、9位：システム監査技術者、10位：社会保険労務士」と紹介されている。20位までのランキングがあるが、残念ながら20位までに「弁護士」は挙がってこない（そもそもランキングの評価対象から外されていたのかもしれない）。このランキングは、「取りやすさ」「独立収入度」「不況への強さ」「ニーズ」という4つの指標で点数をつけてそれを総合評価したものであるが\*6、もしここに「弁護士」という資格を加えていたら、どうということになっていたのだろう。

図表10 スクールでの平均通学期間とかかる費用の目安

The content of this table is not visible in the provided image, only the caption and the table border are present.
--

日経キャリアマガジン 2011年 vol.1「資格・スキルランキング2011」  
（日経HR／2011年1月発行）より転載。

\*3 <http://www.moj.go.jp/content/000102270.pdf>

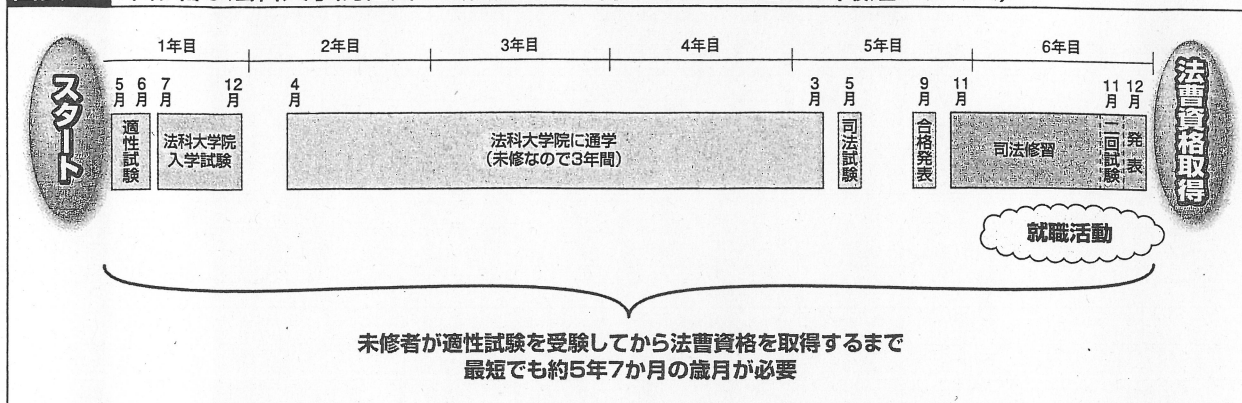
\*4 <http://www.moj.go.jp/content/000102296.pdf>

\*5 保険年金の数理士スペシャリストの民間資格。

\*6 二人の評価者が各指標を10点満点で評価する（各指標が合計20点満点となる）。ちなみに1位の弁理士は取りやすさ19点、独立収入度17点、不況への強さ14点、ニーズ15点の計65点となっている。8位の司法書士は、15点、14点、13点、13点の計55点となっている。



図表11 未修者が法科大学院経由で法曹資格を獲得するまでの道のり(最短のケース)



同書の2012年版では姿を消してしまっていたが、2011年版には資格を取るまでの「費用と時間の目安」というグラフがあった(図表10)。これによると、このグラフに取り上げられている資格のうちで最も取得が大変である「公認会計士」で、期間19か月、費用56万円程度ということである。このグラフにも「弁護士」という資格は登場しないのであるが、もしここに「弁護士」を加えていたら大変なことになっていた(だから外したのだろう)。

## (2) 現制度下で法曹になるための時間的負担

経済的負担の話に入る前提として、まず時間的負担の話をしてしなければならない(図表11)。予備試験ルートを使わずに法曹資格を得るなら、まず法科大学院適性試験を受験し(毎年5月～6月)、各法科大学院の入学試験を受験し(7～12月)、合格すれば4月から法科大学院に通い始める。通学期間は既修者なら2年、未修者なら3年である。そして、2年後ないし3年後の3月に無事法科大学院を修了するとそこで司法試験の受験資格を獲得し、(三振を恐れて受け控えをするというのであれば)その年の5月の司法試験を受験する。一発合格すれば11月から司法研修所での修習が始まり、1年の修習期間を経て修了試験(いわゆる「二回試験」)に合格すれば12月に法曹資格を得ることができる。

法科大学院に入学してから法曹デビューを果たすまで、最短でも既修者で3年9か月、未修者なら4年9か月の歳月を要する。法科大学院入学前の適性試験受験からカウントすれば、既修者で4年7か月、未修者なら5年7か月もの

歳月を要することになる。何より無駄なのが、法科大学院修了から修習開始までに不可避免的に生ずる8か月の「ギャップターム」である。法科大学院の修了が司法試験受験資格の要件になっているため、卒業した後でなければ司法試験を受けることができず、どうしても「無職の受験生」である期間が発生する(合格したいのであればこの間に働くことは不可能である。試験後にアルバイトをするくらいなら可能であろうが)。事実上、最短でも8か月の「無職状態」が強いられるということだ。

この「資格取得までに4～5年かかる」という時間的負担は、20代前半の学生には重い。社会人にとってはさらに重い。しかし、今のところ、この時間的負担を軽減する話はまだ本格的には議論されていないように思われる。

## (3) 法曹になるための経済的負担

次に、法曹資格を目指してから弁護士になるまでの間の経済的負担である。

まず積極的な支出としては、法科大学院の入学金と授業料が必要になる。図表12は平成24年度司法試験で国立・公立・私立の区分ごとに合格率の高かった大学をピックアップしたものである。

国立であれば、卒業までに既修で約190万円、未修で約270万円が必要になる。

私立の授業料は大学によってばらつきがあるが、ここに挙げた定評ある2つの私立大学では、卒業までに既修で約370万円、未修では540万円以上の授業料が必要になる。なお、国立大学よりも安い首都大学東京の授業料は全法科大学院の中で3番目に安い。

図表12 法科大学院の入学金・授業料等

	大学/コース		入学金	授業料 (1年目)	授業料 (2年目)	授業料 (3年目)	その他	合計
国立	一橋大学 *1	既修	282,000	804,000	804,000	0	0	1,890,000
		未修	282,000	804,000	804,000	804,000	0	2,694,000
公立	首都大学東京 *2	既修	141,000	663,000	663,000	0	0	1,467,000
		未修	141,000	663,000	663,000	663,000	0	2,130,000
私立	慶應義塾大学 *3	既修	100,000	1,320,000	1,320,000	0	910,000	3,650,000
		未修	100,000	1,420,000	1,420,000	1,420,000	1,365,000	5,725,000
	中央大学 *4	既修	300,000	1,400,000	1,400,000	0	600,000	3,700,000
		未修	300,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	900,000	5,400,000

\*1 一橋大学の授業料等は平成24年度のもの。  
 \*2 首都大学東京の授業料等は平成23年度入学者のもの。入学金は、東京都住民では141,000円、それ以外では282,000円となっている。  
 \*3 慶應義塾大学の授業料等は平成25年度新入生から適用されるもの。「その他」は、在籍料(年間300,000円)、施設利用料(年間155,000円)の合計額である。  
 \*4 中央大学の授業料等は平成24年度のもの。「その他」は施設設備費(年間300,000円)の合計額である。

法曹志願者の経済的負担は、法科大学院の授業料のような積極的支出だけではない。忘れてはならないのが、その期間を通じて労働していれば得られたであろう収入である。交通事故損害賠償的な言い方をすれば「休業損害」ということになる。

社会人を対象とした夜間の法科大学院を除けば、日中にカリキュラムが組まれている一般的な法科大学院に通学を始めれば、そのときから収入は途絶える。この「補給なき戦い」は、修習期間中の給費制が廃止されたことにより、法曹資格を得て就職を果たすときまで続くことになった。最高裁からの「貸与」はあくまでも借金であって(自分で保証人を立てられなければオリックスの機関保証をつけることになる)、それはその個人のP/L上は「収入」ではない。

仮に、月30万円の手取り収入を得ていた社会人が法科大学院に入学する時点で退職し、勉学と修習に専念して最短の4年9か月で法曹資格を取得する、というケースを想定してみよう。その間、職を離れることにより失う収入は、30万円×57月=1,710万円ということになる。

これに前述の積極支出を加算すれば(特に私立大学の場合)その経済的負担は2,000万円

程度となる。働きながら予備校に通って取得することもできる他の資格と比較して、この金銭的負担はあまりに大きい。

#### (4)「資格の効果」と就職難

そして最後に「費用対効果」の「効果」の面である。以前であれば、既存の法律事務所に就職すればそれなりの収入増を見込むことはできたが、今は毎年激化する就職難でそもそも事務所に就職することが極めて困難な状況になっている。開業弁護士の所得も減少傾向にあり、運良く就職口が見つかったとしても買い手市場で不利な待遇で就職せざるを得なくなる可能性が高い。

企業内弁護士の普及に期待する声も根強いが、企業内弁護士雇用のニーズが今後数年で爆発的に顕在化するとは考えにくく\*7、また、仮に企業の就職口が見つかったとしても待遇面においては企業の賃金体系の中に取り込まれ、一般社員とほとんど変わらない給料で働くことになる。

つまり、経済的な面における「資格のリターン」がほとんど期待できないのである。

よほど若くて成績優秀であるなど、就職で有利な条件を備えた者であれば、最初から高収入の事務所に就職できるかもしれない。しかし、そのような恵まれた有資格者はごく一

\*7 前掲萩原意見書のほか、(社)日本経済団体連合会・法科大学院協会・日弁連・文科省・法務省による平成20年12月22日「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会取りまとめ」等を参照。

握りであり、大多数はこの資格に経済的リターンを望めなくなってしまうのが現状である。

この「資格のリターン」は何も金銭的な損得勘定に限った話ではない。仕事の内容に関するモチベーションの点においても就職難は大きな影を落としている。希望の就職が果たせなければ、「自分のやりたい仕事」に接する機会も生まれないからである。例えば「中小企業の海外展開を支援したい」という高い理想を持って法曹資格を取得したとしても、どこにも就職せずに弁護士経験ゼロの状態一人でそのような仕事に出会える可能性は限りなく低い。就職は、単に金銭面だけではなく、その後の仕事内容の面においても決定的な意味を持つのである。就職難は、単に「稼げない」というレベルの話ではなく、むしろ「やりたい仕事に出会えない可能性が高い」という意味において、志願者のモチベーションを大きく下げている。この点を見落としてはならない。

結局、現に職を持つ社会人にとって、法曹の道に乗り換えることは「費用対効果」が全く見合わないのである。それであれば、司法試験など目指さずに今の職場で働きながら取得できる別の資格を目指すほうがはるかに合理的、ということになる（会社で知財を扱いたいなら弁護士ではなく弁理士あるいは知的財産管理技能検定、という具合に）。最近の急速な志願者減少は、社会人や学生（そして親）の間でこうした認識が広まってきたことの表れだとみるべきだろう。